

受動喫煙広報の件

平成29年8月18日広報No.14「喫煙マナーの遵守にご協力を。」について
令和4年4月21日広報No.49で広報の掲示訂正と受動喫煙ポスターを撤去
しました。

現理事会としては、事実として

- ① 広報No.14が裁判で原告側の証拠書類として使用されましたが、原告側の敗訴により広報記載の様な状況は否定されました。
- ② 広報No.14に入れ替わる形で受動喫煙ポスターが掲示され、あたかも事態が継続している様な印象を組合員に与えました。この受動喫煙ポスターは4年間以上も掲示されました。(関係者には長期間に渡り心理的重圧を与えていたと思います。)

この様な案件に住宅管理組合が関与すべきかは問題のある所であり、
広報記載の内容も偏っており、公平性を欠いていたと考えます。

今後、この様なことを再発させないために猛省し、問題点の見極めと公平性の維持に全力で努める所存であります。

今後とも組合員皆様のご指導を賜ります様よろしくお願い申し上げます。

以上

掲示期間7月7日